

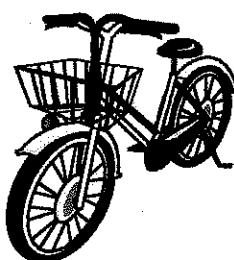


自転車安全月間

期間 令和6年5月1日～5月31日

是非覚えていてください
自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



ときのたより

令和6年5月号

発行者
佐渡警察署
新穂駐在所



○**自転車は「車両」です。**交通ルールを守りましょう。

○**幼児同乗用自転車**を安全に利用しましょう。

○**損害賠償責任保険へ加入**しましょう。

多額の損害賠償が発生する場合に備え、加入をしましょう。

悪質商法にご用心

いわゆる「悪質商法」とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

その手口はさまざまで、悪質業者は巧みな方法であなたの大切な財産を狙っています。

被害に遭わないためのポイント

突然訪問してきた業者には安易に点検させない。家に入れない。
「点検」は家に入るための口実です。執拗に勧誘されてもきっぱり断りましょう。

すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど十分に検討する。
知り合いや信頼できる業者に見てもらい、本当に工事が必要なのか確認しましょう。

保険金を利用できるというトークには気をつける。
自分で損害保険会社等に連絡し、保険金の支払い対象となるか確認しましょう。

クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある。
訪問販売の場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能。

困ったときは、家族や警察、相談機関等に相談する。
契約する前に家族や最寄りの警察、消費生活センター等に相談しましょう